

## 秋田県告示第548号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年9月30日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 施行者の名称  
男鹿市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
男鹿都市計画下水道事業 男鹿市公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和53年2月9日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
昭和54年秋田県告示第140号、昭和63年秋田県告示第221号、平成4年秋田県告示第659号、平成9年秋田県告示第296号、平成11年秋田県告示第255号、平成14年秋田県告示第886号、平成18年秋田県告示第191号、平成20年秋田県告示第418号及び平成22年秋田県告示第496号の事業地のうち、男鹿市船川港字船川親道、字金川姫ヶ沢、字比詰神明堂脇及び字比詰餅ヶ沢並びに脇本字脇本前野に係る部分を変更する。
  - (2) 使用の部分  
変更なし